

ホームページ運用内規

(目的)

1. この規則は、一般社団法人情報科学技術協会（以下、協会）の公式ホームページ（ドメイン名「infosta.or.jp」配下のウェブサイト。以下「ホームページ」という）の運用方法について定めたものである。

(定義)

2. この規則で用いる用語の定義は次のとおりとする。
- (1) 管理責任者 ホームページ全体の責任者であり、会長が務める。
 - (2) 更新責任者 管理責任者が指名する者で、別紙に定める特定ページを管理・運用する。なお事務局と広報委員会はホームページ全体の更新責任者となり、特定ページを管理・運用する更新責任者をサポートする。
 - (3) 更新担当者 更新責任者が指名する者で、各更新責任者が管理する特定ページの更新作業を行う。
 - (4) 特定ページ トップページを除いた「infosta.or.jp」配下にあるホームページを構成する各ページで別紙に一覧を掲載する。

(発信する情報)

3. 発信する情報は以下の通りとする。
- (1) 協会や協会の活動内容に関する説明
 - (2) 協会が主催、共催、後援する行事・研修会・会合等のイベント情報
 - (3) 協会が発行する会誌や書籍等の出版物に関する情報
 - (4) 協会の関連団体による活動に関する情報
 - (5) 協会と協会が行う諸活動の認知度向上とそれに伴う協会活動の活性化とを目的とする広報活動としての情報

(情報発信における留意事項)

4. 情報発信における留意事項を以下の通り定める。
- (1) イベント情報は速やかに掲載する。掲載日が会誌での告知より早い場合は、イベントの申込開始日は会誌到着日と同日とする。また、イベントの内容や開催日時等に変更が生じた場合は、ただちに変更後の情報を掲載する。
 - (2) 出版物の情報は発行内容や発行時期が確定した時点以降で掲載する。
 - (3) 関連団体の情報掲載は、原則として関連団体からの要望に応じるが初めてのケースは管理責任者の判断に従う。
 - (4) イベントや出版物の情報などのトップページへのお知らせ掲載による情報発信を伴う更新の場合は、更新担当者は速やかに更新責任者（特定ページの更新責任者のほかホームページ全体の更新責任者である事務局、広報委員会を含む）に連絡し、更新と同時にのお知らせを掲載できるように努める。各更新責任者は更新とお知らせの更新状態に問題が無いことを確認する。
 - (5) いずれの情報発信においても個人的な主義・主張はしない。
 - (6) 協会または関係者その他の第三者を誹謗・中傷する内容は掲載しない。
 - (7) 更新責任者は、「著作権法」（含む関連法令）等の法令及び「内部者取引管理規則」（含む関連細則）、「情報セキュリティ管理規程」（含む関連細則）、「個人情報保護規程」（含む関連細則）等の諸規程に照らし、掲載の可否を判断しなければならない。

(アカウントの作成・管理・運用)

5. アカウントの運用方法は以下の通りとする。

- (1) アカウントは管理責任者が作成し、管理責任者及び事務局に記録保管する。
- (2) アカウントを使用する者は、更新責任者と更新担当者および管理責任者が必要と認めたものとする。
- (3) アカウントは責任を持って厳重に管理し、更新責任者や更新担当者が交代した場合は削除する。
- (4) アカウントの管理的事項（メールアドレス等）は、管理責任者が管理するが、事務局はその内容を把握するとともに更新責任者ならびに更新担当者への連絡等の運用に際してのサポートを行う。
- (5) アカウントを使用するものはパスワードを作成し、厳重に管理する。
- (6) アカウントを使用する際は、端末、機器、回線等のセキュリティ確保に十分留意する。
- (7) アカウントの削除は管理責任者が行い、管理責任者及び事務局に記録保管する。

(理事会の承認)

6. ホームページ全体の再構築またはトップページの変更については、理事会の承認を得るものとする。ただし、トップページの変更のうち以下の場合を除く。

- (1) 「お知らせ」の更新
 - (2) 若干のレイアウト変更のような軽微なもの
2. 前項第2号の場合は、広報委員会に報告した上で行うものとする。

(ページの新規作成と削除)

7. ページの新規作成または削除は、広報委員会に報告した上で行うものとする。

2. 広報委員会は、ページの新規作成または削除の内容がホームページ全体の再構築に及ぶものと判断された場合、理事会にその旨を報告するものとする。
3. 特定ページの新規作成は、事務局及び広報委員会が決定し、管理責任者に報告する。
4. 新規にページを作成する場合は、別に定めるホームページの仕様書に従うものとする。

(理事会への報告)

8. 原則として年一回、広報委員会と事務局は管理責任者と共に、ホームページ全体の内容を確認し、その結果を理事会に報告するものとする。

(リンク)

9. 外部のウェブサイトリンクを行う場合は、広報委員会に報告した上で行うものとする。ただし、会誌掲載ページのように外部リンクを前提とするページはこの限りではない。

2. 外部のウェブサイトからホームページへリンクの申し入れがあった場合は、管理責任者と広報委員会で適切に判断するものとする。

(修正)

10. 更新責任者は、担当する特定ページに不適切な内容を認めた場合は、自らまたは更新担当者に指示し、これを修正または削除する。

2. 管理責任者は、前項の規定に照らし不適切な内容と判断されるページがあった場合、そのページの更新責任者に当該掲載内容の修正を指示することができる。

3. 更新責任者が前項の指示に従わない場合、管理責任者は広報委員会または事務局に当該掲載内容の修正を指示することができる。

附則

1. 本内規の変更は理事会で行う
2. 本内規は2017年7月14日の理事会において承認され、同日より発効する
3. 本内規は2018年3月27日の理事会において改訂され、同日より発効する